

Smile Satellite



税理士法人

堀江会計事務所

経営のトータル・アドバイザー
ユアーズブレン

譲渡所得編

提出書類について

目次

- ▶ 不動産を売却した場合の必要資料
- ▶ マイホームを売却した場合の主な優遇制度

不動産を売却した場合の必要資料①

$$\begin{array}{ccc} \text{※1} & & \text{※2} & & \text{※3} \\ \text{譲渡所得} = & \text{売却価格} & - & \text{不動産の取得費} & - & \text{譲渡費用} \end{array}$$

※1 売却価格

- ・売却時の売買契約書の写し（印紙の貼付のあるもの）

※2 不動産の取得費

- ・購入時の売買契約書の写し、工事請負契約書の写し、登記費用、仲介手数料などの領収書
土地、建物等の不動産を売却した場合

不動産を売却した場合の必要資料②

$$\begin{array}{ccc} \text{※1} & & \text{※2} & & \text{※3} \\ \text{譲渡所得} = & \text{売却価格} & - & \text{不動産の取得費} & - & \text{譲渡費用} \end{array}$$

※3 譲渡費用

売却時の仲介手数料、印紙税、測量費、建物を取り壊して土地を売却した場合の取壊し費用などの領収書

他に、登記事項証明書が必要となる場合があります

(法務局で取得できます)

マイホームを売却した場合の主な優遇制度

① 3,000万円控除

譲渡所得 - **3,000万円**

② 軽減税率

(一定額まで)所得税15% → **10%** 住民税5% → **4%**

※売却した年の1月1日における所有期間が10年超えであることなどが要件

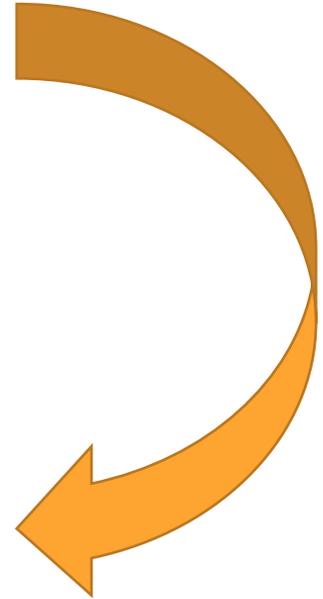
③ その他相続で取得した家屋を売却した場合又はマイホームを買い換えた場合も優遇制度を受けられる場合があります

おわりに

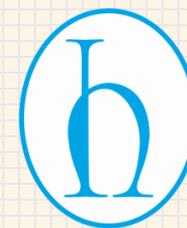
- 今回ご案内した譲渡所得には様々な優遇制度があります。

つまり・・・

- 資料を保管しておいて、申告時にお持ちいただければ、**その分税額を抑えられる可能性があります。**



Smile Satellite



税理士法人

堀江会計事務所

経営のトータル・アドバイザー

 ユアーズブレン